

県南広域振興局長告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年5月31日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一関北上線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市舞川字西平235番地先から西磐井郡平泉町長島字白山3番12地先まで	新	B 84.8~8.3 m	m 3,780.0
一関市舞川字西平235番地先から西磐井郡平泉町長島字下平37番16地先まで	旧	A 20.0~8.5	2,491.9
一関市舞川字西平235番地先から西磐井郡平泉町長島字白山3番12地先まで		B 82.2~8.3	3,780.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成25年5月31日から同年7月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中里西平線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市舞川字中島125番1地先から字堀切61番3地先まで	新	m 70.4~8.9	m 3,650.6
一関市舞川字中島125番1地先から字西平166番3地先まで	旧	70.4~8.4	4,148.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成25年5月31日から同年7月1日まで